

27 福保高在第801号
27 都市住民第1340号
平成28年1月7日

都内サービス付き高齢者向け住宅
登録事業者 各位

東京都福祉保健局高齢社会対策部
在宅支援課長
(公印省略)

東京都都市整備局住宅政策推進部
民間住宅課長
(公印省略)

サービス付き高齢者向け住宅の状況把握（安否確認）サービスに係る登録基準への
不適合物件に対する指導等の徹底について（通知）

日頃から、東京都の高齢者住宅施策に御理解と御協力を賜り、心より感謝申し上げます。

この度、厚生労働省及び国土交通省から東京都に対し、別紙のとおり、サービス付き高齢者向け住宅の状況把握（安否確認）サービスに係る登録基準への不適合物件に対する指導等を徹底する旨通知がありました。

都においては、高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年4月6日法律第26号。以下「高齢者住まい法」という。）第24条第1項に基づき立入検査等を実施しており、状況把握（安否確認）サービスの提供に係る登録基準に不適合である物件を把握した場合には、速やかに当該サービス付き高齢者向け住宅の登録事業者に対する是正の指導を実施し、指導によっても法令違反が是正されない場合には、高齢者住まい法第7条第1項第5号違反として、同法第25条第2項に基づく是正の指示を、さらに、当該指示によっても是正されない場合には、同法第26条第2項第2号に基づき、登録の取消しを実施することとなります。

各登録事業者におかれましては、この点を踏まえ、下記についても改めて御留意の上、当該サービスの提供を適切に行っていただくよう、お願い申し上げます。

記

1 状況把握（安否確認）サービスの提供に係る登録基準の取扱いについて

サービス付き高齢者向け住宅については、高齢者住まい法第7条第1項第5号の規定により、その登録基準として、「入居者に状況把握サービスを提供するものであること」が求められています。たとえ、入居者より状況把握サービス（安否確認）の提供を希望しない旨の意思表示がなされている場合であっても、サービス付き高齢者向け住宅として登録を受けている限りは、当該サービスを提供することが必要です。

したがって、入居者が居住部分への訪問による状況把握サービス（安否確認）の提供を希望しない場合であっても、電話、食事サービスの提供時における確認等のその他の適切な方法により、状況把握（安否確認）サービスを提供することが必要です。

2 その他

国が実施する「サービス付き高齢者向け住宅整備事業」により補助を受けている物件について、サービス付き高齢者向け住宅の登録が取り消された場合や重大な法令違反等の不適当な行為をした場合にあっては、「高齢者等居住安定化推進事業補助金交付要綱」（平成22年3月31日国住心第191号）、「スマートウェルネス住宅等推進事業補助金交付要綱」（平成26年3月31日国住心第178号）等の規定に基づき、国から補助事業者に対して、補助金の返還を求めることになります。

また、都が実施する「東京都サービス付き高齢者向け住宅整備事業」、「一般住宅を併設したサービス付き高齢者向け住宅整備事業」、「東京都医療・介護連携型サービス付き高齢者向け住宅モデル事業」、又は「東京都医療・介護連携型サービス付き高齢者向け住宅事業」により補助を受けている物件についても、同様の場合にあっては、「東京都サービス付き高齢者向け住宅整備事業補助金交付要綱」（平成27年4月9日26都市住民第1714号他）、「一般住宅を併設したサービス付き高齢者向け住宅整備事業補助金交付要綱」（平成26年7月10日26都市住民第464号）、「東京都医療・介護連携型サービス付き高齢者向け住宅モデル事業実施要綱」（平成21年7月1日福保高在第164号）又は「平成27年度東京都医療・介護連携型サービス付き高齢者向け住宅事業補助金交付要綱」（平成27年5月18日付26福保高在第1084号）等の規定に基づき、補助金の返還を求めることとなります。

以上

【連絡先】

〒163-8001 東京都 新宿区西新宿二丁目8番1号

東京都福祉保健局高齢社会対策部在宅支援課
在宅支援係高齢者住宅担当
電話 03-5320-4273 FAX 03-5388-1395

東京都都市整備局住宅政策推進部民間住宅課
高齢者住宅係高齢者事業担当
電話 03-5320-4967 FAX 03-5388-1481



平成27年12月22日
老高発1222第2号
国住心第174号

東京都 住宅担当部長 殿
福祉担当部長 殿

厚生労働省老健局高齢者支援課長



国土交通省住宅局安心居住推進課長



サービス付き高齢者向け住宅の状況把握サービスに係る登録基準への不適合物件
に対する指導等の徹底について

本年8月4日に、大阪府大阪市のサービス付き高齢者向け住宅において、入居者に状況把握サービスが提供されず、当該住宅内において入居者の死亡が数日見過ごされるという事案が発生した。高齢者が安心して住める住まいとして、入居者への状況把握サービスの提供が義務付けられているサービス付き高齢者向け住宅において、このような事案が発生したことは、誠に遺憾である。

今後、このような事案が発生することを防止するため、下記により、状況把握サービスに係る登録基準への不適合物件に対する指導等の徹底を図られたい。

なお、本通知は地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定による技術的な助言である。

記

1. 状況把握サービスの提供に係る登録基準の取扱について

サービス付き高齢者向け住宅については、高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号。以下「高齢者住まい法」という。）第7条第1項第5号の規定により、その登録基準として、「入居者に状況把握サービスを提供するものであること」が求められている。たとえ、入居者より状況把握サービスの提供を希望しない旨の意思表示がなされている場合であっても、サービス付き高齢者向け住宅として登録を受けている限りは、当該サービスを提供することが必要である。



従って、入居者が居住部分への訪問による状況把握サービスの提供を希望しない場合であっても、電話、居住部分内での入居者の動体を把握できる装置による確認、食事サービスの提供時における確認等のその他の適切な方法により、状況把握サービスを提供することが必要である。

2. 是正指導等の徹底

サービス付き高齢者向け住宅のサービス向上を図り、高齢者が安心して入居できるよう、都道府県等におかれては、高齢者住まい法第24条第1項に基づく報告徴収や立入検査等を実施し、指導監督を的確に実施いただくとともに、状況把握サービスの提供に係る登録基準に不適合である物件を把握した場合は、速やかに当該サービス付き高齢者向け住宅の登録事業者に対する是正の指導を実施されたい。

また、指導によっても法令違反が是正されない場合には、高齢者住まい法第7条第1項第5号違反として、同法第25条第2項に基づき、期限を明示した上で、是正の指示を実施されたい。

さらに、指示によっても法令違反が是正されない場合には、高齢者住まい法第26条第2項第2号に基づき、登録の取消しを実施されたい。

なお、登録の取消しを実施した場合、当該サービス付き高齢者向け住宅の入居者からの問合せに応じて、当該入居者に適した諸条件が整った他の賃貸住宅等のリストを提示したり、入居に必要な公的主体による支援措置を紹介したりするなど、必要な援助を行うよう努め、入居者の居住の安定が確保されるよう配慮されたい。

3. その他

「サービス付き高齢者向け住宅整備事業」により補助を受けている物件について、サービス付き高齢者向け住宅の登録が取り消された場合や重大な法令違反等の不適当な行為をした場合にあっては、「高齢者等居住安定化推進事業補助金交付要綱」（平成22年3月31日 国住備第191号）、「スマートウェルネス住宅等推進事業補助金交付要綱」（平成26年3月31日 国住心第178号）等の規定に基づき、補助事業者に対し補助金の返還を求めることとなるので、上記の是正の指導や指示の際に、この旨周知されたい。

以上